

蹉陀東校区コミュニティ協議会会則

(目的)

第1条 本会は、校区に於ける住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉の増進を図り住み良い町作りを進めることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、蹉陀東校区コミュニティ協議会(以下、「本会」という)と称し、事務所は会長宅に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため校区に於ける住民を対象として次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関すること。
- (2) 地域の生活環境の整備及び改善、福祉等に関すること。
- (3) 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に関すること。
- (4) 防犯、交通対策、災害時等の諸問題への広域的な取り組みに関すること。

(構成員)

第4条 本会は、校区に於ける自治会等の住民自治組織及び地域コミュニティ推進のために組織された各種団体の代表者等をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 自治会副代表 各自治会より1名
- (6) 部会長 若干名
- (7) 会計 1名
- (8) 会計監査 1名
- (9) 幹事 若干名
- (10) 相談役 若干名

(役員を選出)

第6条 (1) 会長は校区内自治会の代表者が輪番制で務める。各自治会の輪番は別に定める。

輪番制終了時は、自治会長経験者、自治会代表経験者及び校区コミュニティ構成員から選出する。

(2) 役員は構成員の中から互選により選出し、会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 (1) 役員任期は定期総会から定期総会までの1年とする。但し再任を妨げない。

(2) 役員に欠員が生じた場合速やかに補選し、任期は前任者の残存期間とする。

(役員職務)

- 第8条 (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
(3) 事務局長は、役員会・総会の準備、運営を行う。
(4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある時は、これを代行する。
(5) 自治会副代表は、部会の運営に携わる。
(6) 会計は、会計事務を担当する。
(7) 会計監査は、会計事務を監査する。
(8) 幹事は、本会の運営等を担当する。
(9) 相談役は、本会の運営に関して相談に応えるものとする。

(会議)

- 第9条 本会の会議は、次の通りとする。
(1) 総会 年1回
総会は、構成員の半数以上の出席者で成立する。但し委任状を含む。
(2) 役員会 随時
(3) 実行委員会
防災訓練と高齢者との集い等については、各団体の協力を得る。
(4) 部会 随時

(役員会)

- 第10条 (1) 役員会は、第5条の会計監査及び幹事、相談役を除く役員並びに自治会長及び自治会代表者で構成し、会長が召集する。
(2) 役員会は、役員半数以上の出席で成立する。
(3) 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
(4) 役員会は、次の事項を議決する。
① 本会の運営に関すること。
② 事業の実施に関すること。
③ 予算及び決算に関すること。
④ 会則の制定、改廃に関すること。
(5) 第3条の事業を実施するため、必要に応じて専門部会及び実行委員会を設置することが出来る。

(構成員及び役員職務)

- 第11条 (1) 構成員は、役員会で決定した事業の実施に協力しなければならない。
(2) 役員は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう調整を図ると共に事務を迅速に処理しなければならない。
(3) 部会長は担当部会主催事業の事業計画の策定及び予算の策定を行い事業の推進を行う。部会に関する行政主催の会議へ参画する。

(経費)

- 第12条 (1) 本会の活動にかかる経費は、寄付金、市助成金及びその他の収入を充てる。

(会計年度)

第13条(1) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(2) 本会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

(会計監査)

第14条 会計監査は、監査結果を役員会に報告し、総会でも報告する。

第15条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合は、役員会において決定する。

(付則)

(1) 2016(平成28)年4月1日一部改正

(2) 2016(平成28)年5月22日一部改正

(3) 2019(平成31)年4月5日一部改正

蹉陀東校区コミュニティ協議会会則 「別に定める」項その他補則

第6条 本会の会長を務める各自治会の輪番は次のとおりとする

2019年度 グリーンヒル光善寺住宅自治会

2020年度 翠香園町自治会

2021年度 香里ヶ丘セントポリア自治会

2022年度 あげぼの自治会

2023年度 コスモ光善寺自治会

2024年度 走谷自治会

2025年度 北中振北区自治会

2026年度 走谷2丁目自治会

2027年度 ジュエリアス枚方光善寺自治会

※2028年度以降の会長については、改めて協議し決定する。